

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

発令：平成29年10月24日号外厚生労働省、国土交通省令第1号

最終改正：令和7年6月24日号外厚生労働・国土交通省令第4号

改正内容：令和7年6月24日号外厚生労働・国土交通省令第4号[令和 7 年 1 0 月 1 日]

年 月 日

（都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）

届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
(援助実施者（賃貸人と異なる場合）)
届 出 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第3項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止を届け出ます。

居住安定援助賃貸住宅の名称※	
居住安定援助賃貸住宅の所在地※	
認定番号	
事業廃止予定日	
事業廃止の理由	

※複数棟ある場合は、「(いずれか一つの名称) ほか」と記載すること。
(例：Aハイツ、Bハイツ、Cハイツについて届け出る場合は「Aハイツ ほか」と記載すること)